

# 南房総市中継施設整備及び運営事業

## 実施方針に対する質問及び意見への回答

令和5年12月11日

南房総市

■実施方針に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1					用語	整備として（計画地の造成を含む）とありますが、開発行為及び農地転用も整備の中にも含むという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 本施設の設計・施工に係る許認可申請等は、費用負担も含めて事業者による実施を求めます。 なお、開発行為、農地転用ともに、適用除外になると考えます。
2					用語	上記質問において、開発行為及び農地転用を含む場合、整備期間中に開発申請期間も含まれているという理解でよろしいでしょうか。 また、その場合想定されている開発申請期間をご教示願います。	No.1を参照ください。
3					用語	整備期間中は基本的には4週8休になるものと考えてよろしいでしょうか。その場合には貴市と協議のうえ、状況に応じて緩和措置があるものと考えてよろしいでしょうか。	作業日及び作業時間は労働基準法等の関係法令に準じることとします。 そのため、関係法令を遵守し、市と協議の上で休日の作業は可能です。
4					用語	運営期間中は土曜日および日曜日の施設稼働はないものと考えてよろしいでしょうか。	①生活系持込のみ隔週日曜の8:30~11:30の受入がある点、②年末年始等の繁忙時は持込ごみが多量となる点から、必要に応じて日曜日の施設稼働を依頼することがあります。 なお、新焼却施設の土曜日の搬入が認められていることから、必要に応じて可燃ごみ中継施設の土曜日の稼働は可能です。
5	3	I	1	(6)	カ 本市が行う業務 (1)管理運営に関する業務	貴市範囲に、資源化施設の物品・用役調達業務が含まれておりますが、可燃ごみ中継施設以外の計量棟、管理棟、外構施設等も含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	7	3	(1)	ア	入札参加者	入札参加者は設計・建設企業、運営企業を含む複数の企業のグループより構成されるものとし・・・とあります。運搬企業についてはSPCに出資する場合は構成員として、出資しない場合は協力企業として、当該企業グループ内に構成されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
7	7	3	(1)	ウ	SPCの登記住所について	SPCの登記住所については、契約締結時は南房総市内とし、供用開始から本施設内に移転登記できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	8	3	(2)	ウ	運営企業の個別の要件	運営を担当する運営企業については、構成員として(イ)①、②の要件を満たすものとし・・・とありますが、構成企業を2社とする場合は、2社とも要件を満たす必要があるとの解釈でよろしいでしょうか。	主たる運営業務を担う1社は少なくとも、(イ)①、②の要件を満たす必要があると解釈してください。
9	8	3	(2)	ウ	運営企業の個別の要件	③可燃ごみの運搬企業を担当する企業にあっては、本市及びSPCと契約するものとし・・・とありますが、運搬契約については市、SPC、運搬企業の3者契約となると考えてよろしいでしょうか。また運搬委託費については、SPCが一括して委託料を受領し、SPCから運搬企業へ支払いを行うことよろしいでしょうか。	可燃ごみの運搬に係る事項は、運営委託契約に規定し、本市、SPC、運搬企業の3者で運営委託契約を締結します。後段の運搬委託費の支払いについては、ご理解のとおりです。

■実施方針に対する意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	意見の内容	回答
1	19				事業スキーム図	SPCを設立することありますが、当社実績においても、同規模以上の類似施設においてSPCを設立しなかった実績があります。SPCを設立すれば管理費が増加するため、事業費削減の観点からも、SPC設立は任意として頂きたいをお願いします。	原案のとおりとします。
2	22	別紙3	表1	共通	物価リスク	「物価変動によるもの」※4維持管理・運営期間中について入札公告時に示されるとのことですが、価格変動の多い電気料金、燃料費などは個別に見直しを図れる様をお願いします。	ご意見として承ります。